

平成30年7月豪雨による災害に対する職員の派遣について

平成30年7月豪雨による災害の発生を受け、岡山県から要請を受けた国土交通省から、職員派遣要請がありました。

この要請を受け、建築局から岡山県へ職員を派遣することになりましたのでお知らせします。

1 従事業務

応急仮設住宅（借上仮設）の手続き支援

2 派遣期間

平成30年7月31日（火）～平成30年8月16日（木）

3 派遣先

岡山県（岡山県庁にて勤務）

4 派遣職員

事務職員3名、技術職員1名

※7～9日間の勤務で交代します。

応急仮設住宅とは、

大規模災害が発生した場合において、住宅を失われた被災者の住居が早急に確保されるよう、災害救助法に基づき、「応急仮設住宅」が被災者に供与されます。

この「応急仮設住宅」には、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設」と民間賃貸住宅を借り上げて供与する「借上仮設」があります。

お問合せ先

建築局総務課長 森 正人 Tel 045-671-2902